

労働相談

Q&A



寄せられた相談をもとに、お答えします。

Q 新型コロナウイルスのワクチンを接種していないことが原因で、職場でいじめや差別を受けたときは、どうすればよいでしょうか。

A ワクチン接種は義務ではありません

新型コロナウイルスのワクチン接種については、予防接種法第9条において「接種を受けるよう努めなければならない」とされており、その効果から可能な限り接種を御検討いただきたいところですが、ワクチンを接種するかどうかの判断は本人の意思によります。

会社は、従業員にワクチンの接種を強制することはできません

会社は、従業員の生命や身体等の安全を確保しながら働くことができるように配慮する義務(安全配慮義務)を負っています。会社が従業員の感染防止のためにワクチン接種を勧めることを禁止する法令はありませんが、ワクチン接種は従業員本人の意思に基づいて受けていただくものですので、会社はワクチン接種を従業員に強制することはできません。

また、従業員がワクチンを接種しなかったことを理由として、職場でいじめや嫌がらせをしたり、解雇や雇い止め等の不利益取り扱いをすることも適切ではないと考えられます。職場でのいじめや嫌がらせは、パワーハラスメントに該当する可能性があります。

職場でいじめや嫌がらせなどを受けたときは

ワクチンを接種しなかったことで、職場でいじめや嫌がらせを受けたときは、一人で悩まず、会社の相談窓口や宮崎労働局の「ハラスメント対応特別相談窓口」、法務省の「みんなの人権110番」を利用されてはいかがでしょうか。

宮崎労働局

ハラスメント対応特別相談窓口 ☎0985-38-8821 (6頁を御参照ください)

法務省

みんなの人権110番

☎0570-003-110 (全国共通ダイヤル)

宮崎県中小企業労働相談所

検索

このような問題についてお困りの場合は、宮崎県中小企業労働相談所にご相談ください。

◆相談先◆ 宮崎県中小企業労働相談所 (宮崎 / 都城 / 日南 / 延岡)

◆お問合せ先◆ 宮崎県雇用労働政策課労政福祉担当 TEL : 0985-26-7106